

三沢都市計画及び 六戸都市計画の 変更に関する説明会

令和3年10月15日（金）

1

都市計画道路の変更

2

都市計画道路について

○都市計画道路とは：

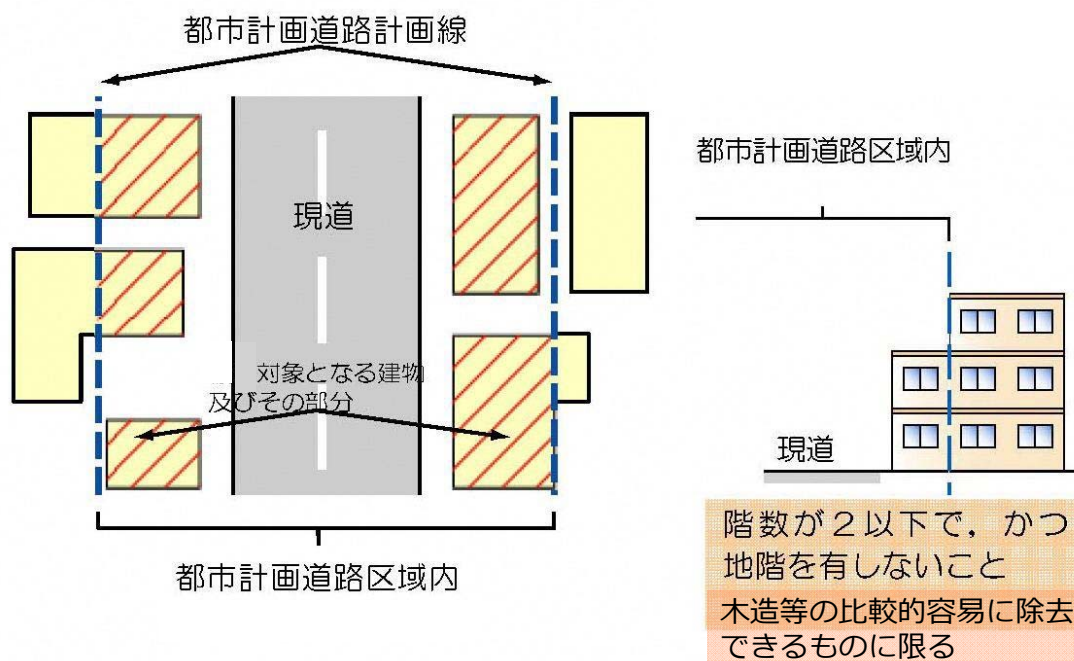
都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法にもとづいて決定された道路

○目的とその効果：

都市に必要な道路の建設を円滑に行うため、事前にルートを示すとともに、道路予定地内において、比較的容易に移転、除去できるもの以外の建築制限を行う。

3

建築制限のイメージ



4

都市計画法第53条第1項の規定による建築の許可

○都市計画法第53条第1項の規定による許可申請とは

都市計画施設（おもに都市計画道路等）の区域、計画地内において、建築物を建築しようとするときは、市長（三沢市長）、町長（六戸町長）の許可が必要になります。

○許可の基準

- 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。
- 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- 上記の二つの要件を満たし、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められるもの。

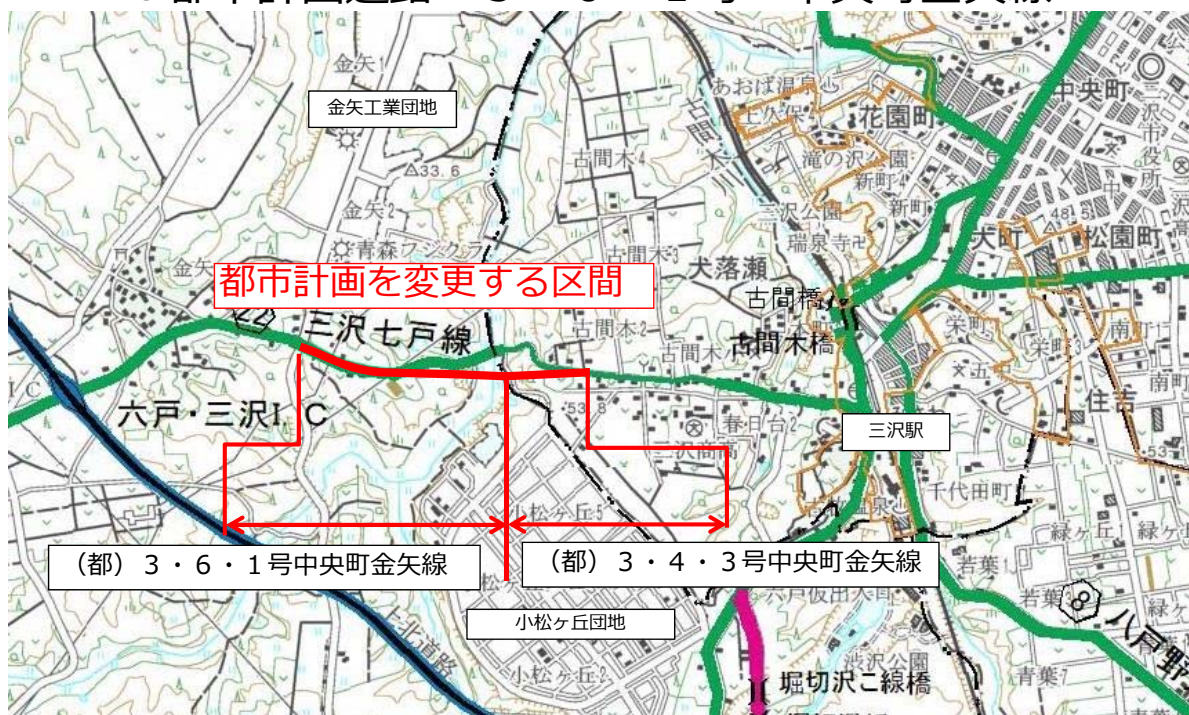
○許可の流れ（区域内に建築物を建築する場合）

- 3・4・3号中央町金矢線の区域内：三沢市都市整備課へ申請→三沢市長の許可
- 3・6・1号中央町金矢線の区域内：六戸町企画財政課へ申請→六戸町長の許可
- 都市計画施設の区域内に入っているかどうかの確認も三沢市都市整備課及び六戸町企画財政課で行っています。

5

今回変更する都市計画道路

- 都市計画道路 3・4・3号 中央町金矢線
- 都市計画道路 3・6・1号 中央町金矢線

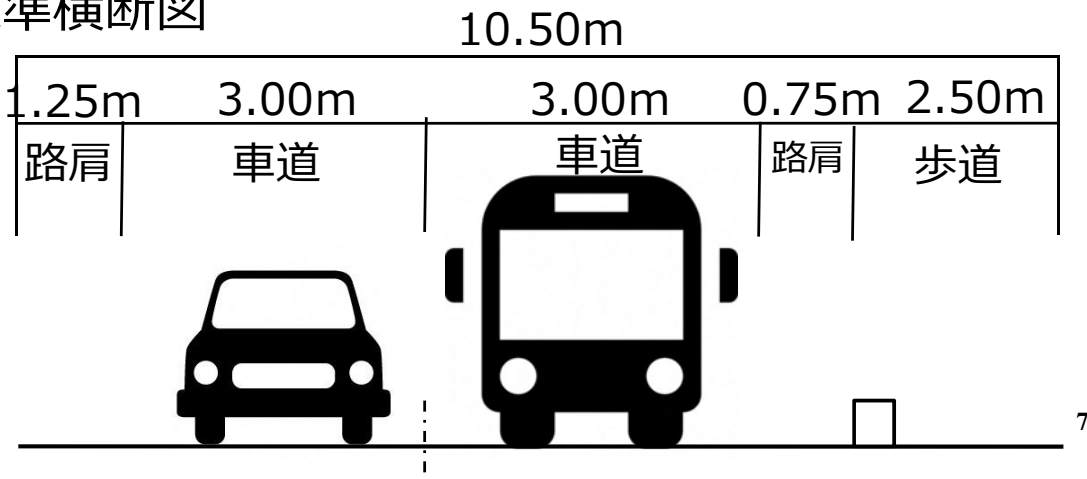


6

(都) 3・4・3号 中央町金矢線の計画概要

計 画 延 長 : 約3,740m
車 線 数 : 2車線
道 路 区 分 : 第4種2級、第3種第3級
設 計 速 度 : 60 km/h
都市計画対象事業 : 主要地方道の改築

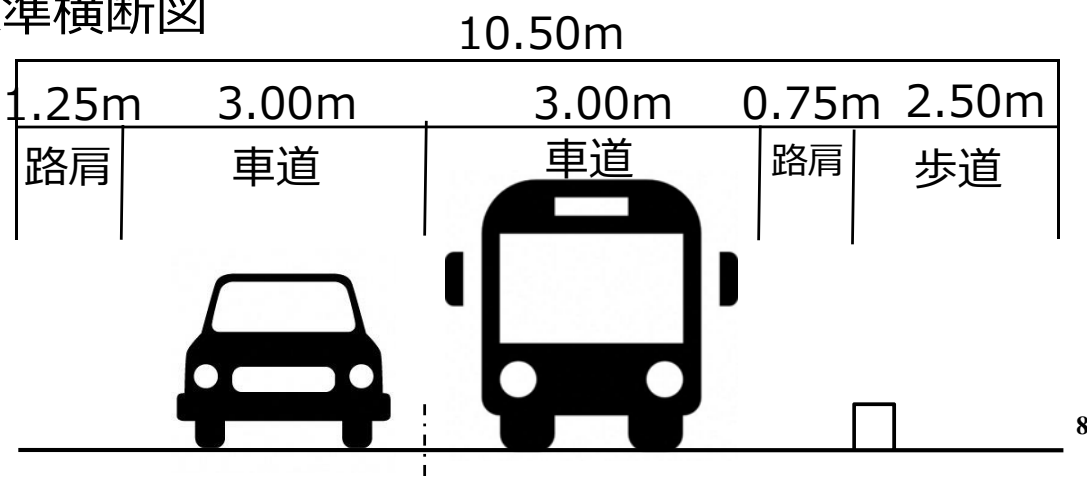
○標準横断図



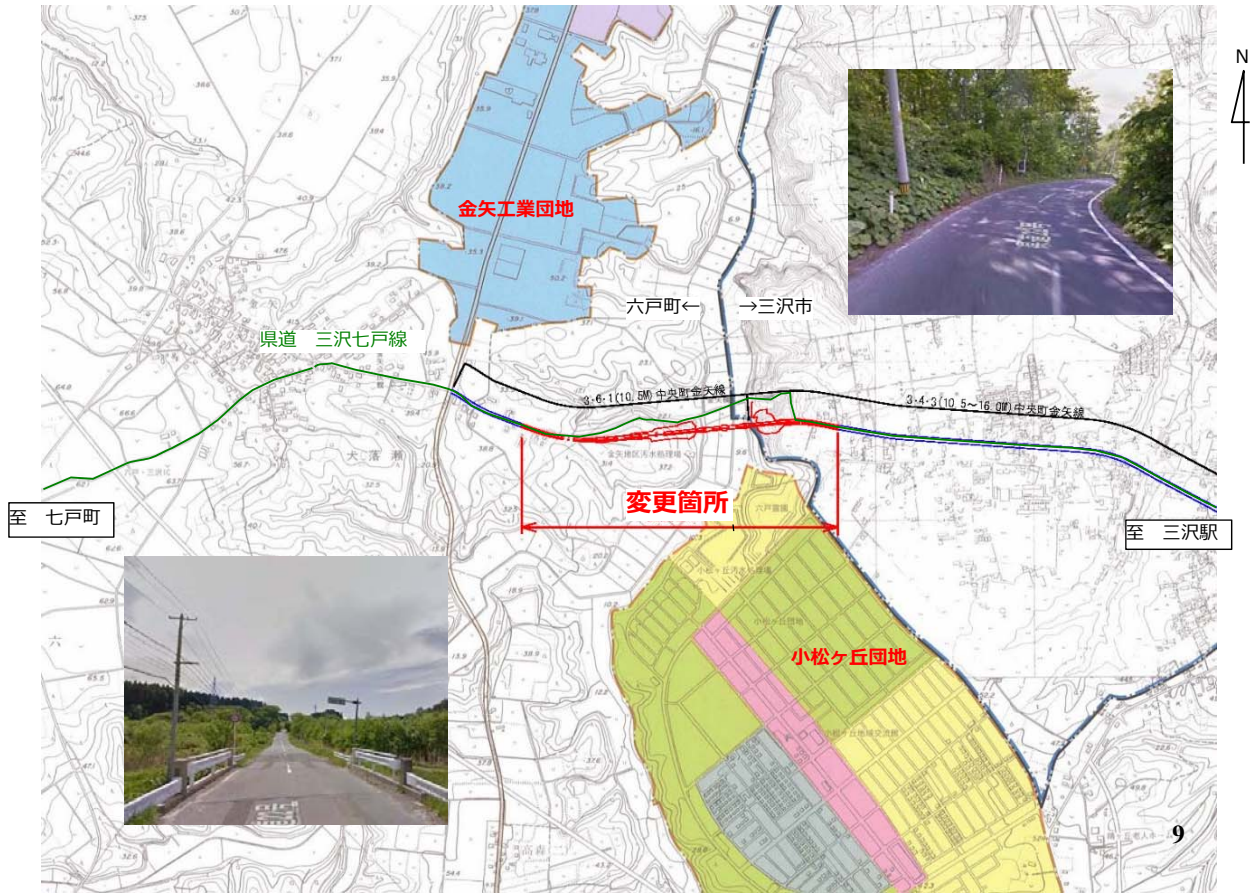
(都) 3・6・1号 中央町金矢線の計画概要

計 画 延 長 : 約930m
車 線 数 : 2車線
道 路 区 分 : 第3種第3級
設 計 速 度 : 60 km/h
都市計画対象事業 : 主要地方道の改築

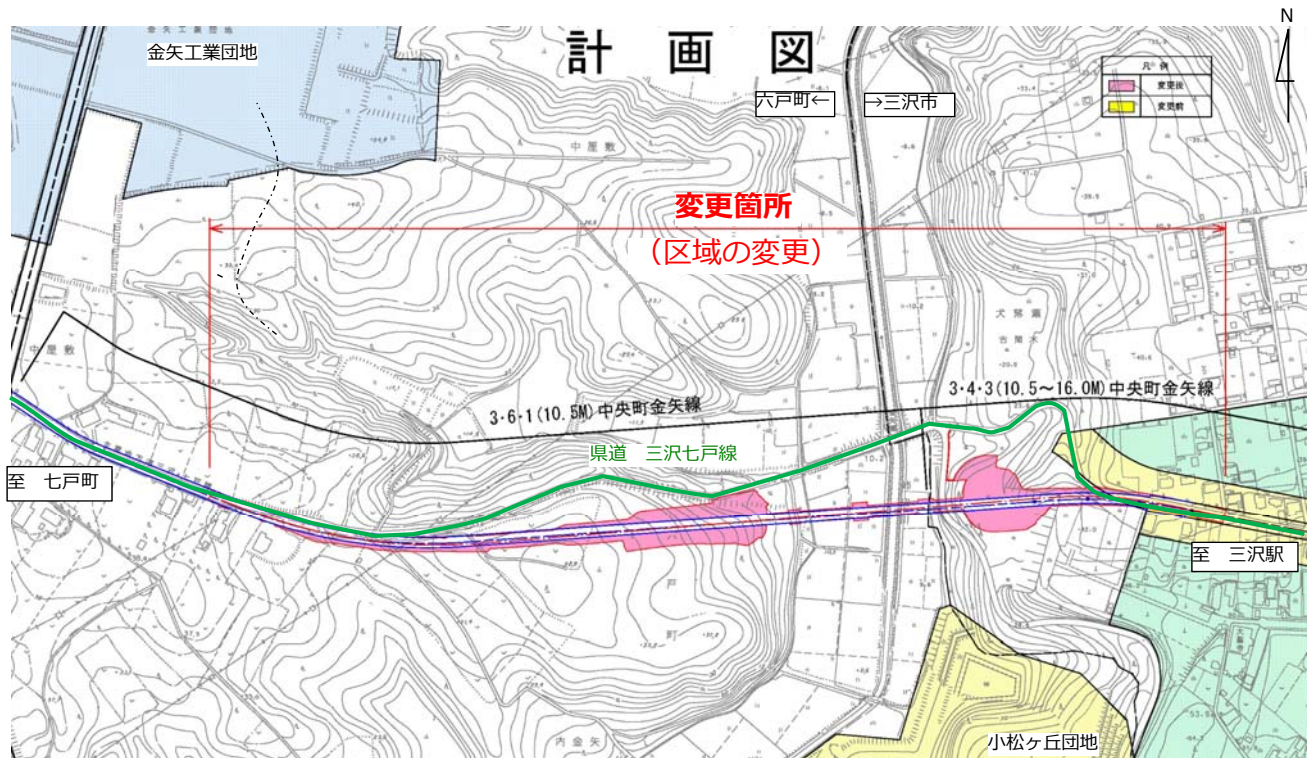
○標準横断図



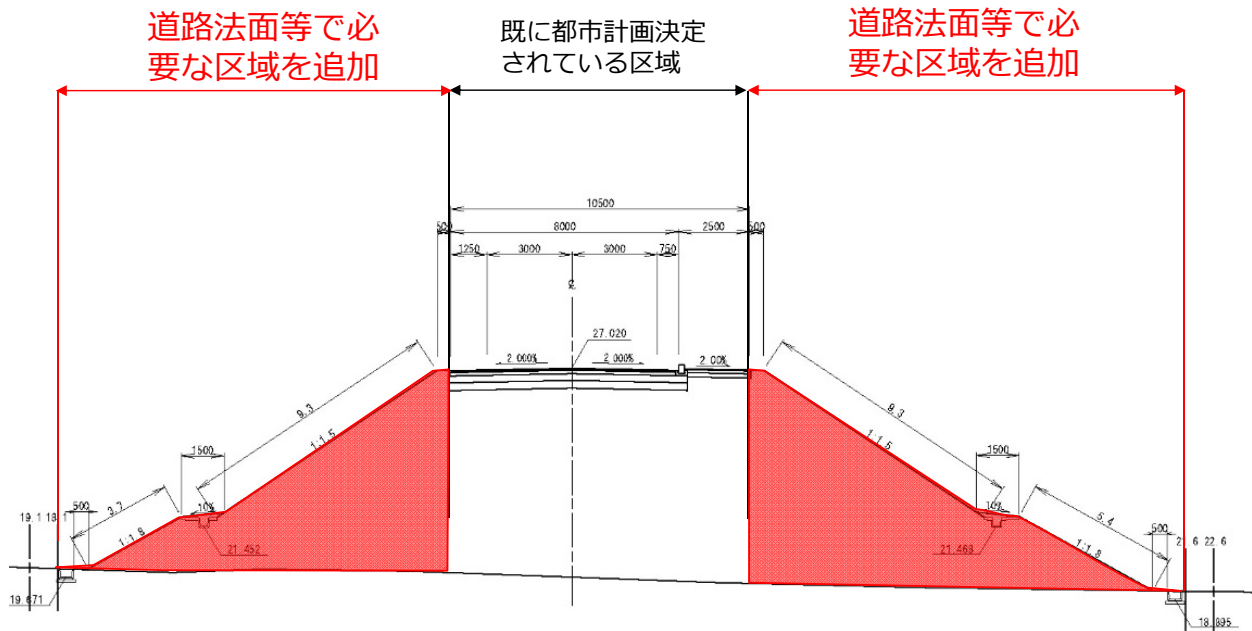
(都) 中央町金矢線の総括図



(都) 中央町金矢線の計画図 (都市計画変更区間)



(都) 中央町金矢線の変更理由 (法面)



今後のスケジュール

10月15日 (本日)
都市計画原案の説明会

10月18日～11月1日
原案の縦覧

閲覧場所 { 県庁都市計画課
三沢市都市整備課
六戸町企画財政課

※午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除く)
原案に対して、意見を述べたい場合は、11月1日までに申出

11月9日
都市計画原案の公聴会

※申出がない場合は、公聴会自体開催されません
公聴会等の意見を参考に原案→案を作成

11月24日～12月7日 (予定)
案の縦覧

閲覧場所 { 県庁都市計画課
三沢市都市整備課
六戸町企画財政課

※案に対し、意見がある場合は、意見書を提出できます
(意見は審議会で提示されます)

12月22日 (予定)
青森県都市計画審議会

○原案の縦覧

閲覧場所において、都市計画原案(今回決定する道路のルートや横断)を見ることが可能です。

○公聴会

原案に対して、住民の皆様が意見を述べる場です。三沢市(3・4・3号のみ)、六戸町(3・6・1号のみ)在住であれば申出が可能です。公聴会の意見については、後日、回答します。

○案の縦覧

閲覧場所において、都市計画案(今回決定する道路のルートや横断)を見ることが可能です。

○青森県都市計画審議会

学識経験者等の第三者からなる審議会で、都市計画の案について調査・審議し適切かどうか意見を知事に答申する